佐賀県公共図書館等と佐賀県大学図書館間の相互貸借規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県内の公共図書館等と大学図書館(以下「図書館等」 という。)の間で行う図書館等が有する資料(以下「資料」という。)の相互 貸借について、必要な事項を定めるものとする。

(相互貸借を行う図書館等)

第2条 この規定により資料の相互貸借を行う図書館等は、佐賀県公共図書館 資料相互貸借規程第2条にある図書館等(以下「公共図書館等」という。)と 佐賀県内の大学図書館(以下「大学図書館」という。)とする。

(相互貸借資料の範囲)

第3条 相互貸借を行う資料の範囲は、当該資料の貸出しを行う図書館等(以下「貸出館」という。)の利用規程等の定めによるものとする。

(相互貸借資料の利用)

第4条 相互貸借を行う資料の利用は、貸出館から貸出しの条件が付されている場合を除き、当該資料を借り受ける図書館等(以下「借受館」という。)の利用規程等の定めによるものとする。

(貸出期間)

- 第5条 資料の貸出期間とは、貸出館が資料を貸し出した日から借受館からの 返却により当該資料を受領する日までの期間をいう。
- 2 第1項にある貸出期間は、貸出館が公共図書館等の場合は、貸出処理日の 翌日から30日以内とし、大学図書館の場合は、貸出館の利用規程等による ものとする。ただし、貸出館が必要と認める場合は、貸出期間を延長するこ とができる。
- 3 第2項の規定にかかわらず、貸出館が業務上必要な場合は、貸出期間中で あっても、資料の返却を求めることができる。

(貸借手続)

- 第6条 借受館は、資料の貸出しを受けようとするときは、原則として佐賀県 内図書館相互貸借システムにより申し込むものとする。
- 2 貸出館は、前項の規定により、資料の貸出しの申し込みがなされたときは、 資料コード及び資料名を記載した資料貸出通知書(様式は任意)を添付し、 資料を貸し出すものとする。
- 3 借受館が、貸出館に資料を返却するときは、資料コード及び資料名を記載

した資料返却通知書(様式は任意)を添付し、資料を返却するものとする。

(資料の運搬)

- 第7条 資料の相互貸借を行う場合の図書館等間の資料の運搬については、別 途定める佐賀県公共図書館図書物流システム運用規程(以下「物流システム 運用規程」という。)により行うものとする。
- 2 各図書館等の中心図書館と分館、分室等との資料の運搬については、各図 書館等で行うものとする。
- 3 第1項による資料の運搬が困難な場合については、貸出館及び借受館で協議する。

(経費の負担)

- 第8条 前条第1項に係る経費は、物流システム運用規程によるものとする。
- 2 前条第2項及び第3項に係る経費は、該当する図書館等で負担するものとする。

(借受館の責任)

- 第9条 借受館は、貸出館から資料を受領したときから貸出館が返却された当 該資料を受領するまでの間(物流システムによる運搬の間は除く。)における 資料の管理について、一切の責任を負うものとする。
- 2 借受館は、貸出しを受けた資料を亡失、汚損又は破損したときは、貸出館と協議のうえ、その損害を弁償しなければならない。

(協議)

第10条 この規程に定めるもののほか、資料の相互貸借に関し必要な事項は、 貸出館及び借受館が協議する。

附則

- この規程は、平成19年1月1日から施行する。 附則
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。

資料貸出通知書

年 月 日

図書館長 様

(図書館長)

(住所)

(TEL)

(FAX)

(担当者名)

下記のとおり、資料の貸出しを通知します。

請求番号	資料コード	資	料	名	編著者名	
貸出	期間	年	月	日~	年 月	日
郵	送 料					円
連	絡欄					

資料返却通知書

年 月 日

図書館長 様

(図書館長)

(住所)

(TEL)

(FAX)

(担当者名)

下記のとおり、資料の返却を通知します。

		, o					
資料コード	資	料	名		編著者名		
期間	年	月	日	\sim	年	月	日
8 欄							
TH IM							
		期間年	期間年月	期間年月日	期間年月日~	期 間 年 月 日 ~ 年	期間 年 月 日 ~ 年 月